

業者各位

契約担当官陸上自衛隊通信学校
会計課長 櫻庭裕治

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件の提示
について（依頼）

標記について、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づく入札参加条件等について、下記のとおり提示しますので、条件等をお読みの上、入札参加を希望される場合は、別紙第2の「適合証明書」に所要の事項を記入の上、**平成30年2月15日（水）17時00分まで**に会計課契約班（担当：川島）まで提出して下さい。（FAX可。入札日当日に正本を提出して下さい。）

記

1 条件

次の配点表の要素に示す①から③に示す得点の合計が70点以上であること。①から③の得点の合計が70点に満たない場合、①から③の得点に、④の得点を加えた合計が70点以上であること。

要 素	区 分	配点
①前年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh) ※ 係数は調整後排出係数を使用すること。	0.000以上 0.475未満	70
	0.475以上 0.500未満	65
	0.500以上 0.525未満	60
	0.525以上 0.550未満	55
	0.550以上 0.575未満	50
	0.575以上 0.600未満	45
	0.600以上 0.625未満	40
	0.625以上 0.650未満	35
	0.650以上 0.675未満	30
	0.675以上 0.700未満	25
	0.700以上	20
②前年度の未利用エネルギー活用状況	1.35%以上	15
	0.675%以上 1.35%未満	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③前年度の再生可能エネルギー導入状況	3.00%以上	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

2 契約期間内における努力等

- (1) 契約相手方は、契約期間の1年間についても、第1項第1号の配点表の得点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 第1項第1号の基準を満たして電力供給を行っているか否かの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約相手方は、契約履行期間終了後、可能な限り速やかに第1項第1号の基準を満たして電力供給を行ったか否か、通報するものとする。

各用語の定義

用語	定義
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(単位:k _g -CO ₂ /kWh)	<p>「前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次のいずれかの数値とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前年度の二酸化炭素排出係数 2 上記1の係数がない場合、各電気事業者がHPで公表している全電源平均の平成24年度の係数
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、次のとおり。</p> <p>前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値</p> <p>(算定方式) 前年度の未利用エネルギーの活用状況(%) = 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量 ÷ 平成25度の供給電力量(需要端) × 100</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混然する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按(あん)分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。)をいう。 <ol style="list-style-type: none"> ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。) ③ 高炉ガス又は副生ガス 3 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。 4 前年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> <p>(算定方式) 前年度の再生可能エネルギーの導入状況 = (①+②) ÷ ③</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 前年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))(ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度および再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度による買取電力量は除く。) ③ 前年度の供給電力量(需要端(kWh)) <ol style="list-style-type: none"> 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電される電気とする。

	<p>2 ①、②の集計期間は前年度4月から前年度3月分までの電力量を使う。</p> <p>3 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②) には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 ③は前年度つまり前年度4月から前年度3月までの供給電力量を使う。</p> <p>5 前年度の供給電力量 (③) には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用統制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検診結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

関係法令等は平成30年2月1日現在を適用するものとする。

適合証明書

平成 年 月 日

契約担当官
陸上自衛隊通信学校
会計課長 櫻庭裕治 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名印

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 前年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	前年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	前年度の未利用エネルギー活用状況		
③	前年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組の有無	点 数
⑤	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供 の取組		

①～⑤の合計点数		
----------	--	--

注1) 1の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、配点表により算出した値を記載すること。

注2) 1の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1の条件を満たすことを証明する書類を添付すること。

※ 把握できる年度の最新の実績値を使用するものとする。